

## 監査委員達第 1 号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員処務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第 2 条 書記は、次の各号に掲げる監査委員に関する事務に従事する。

- (1) 公印の監守に関すること
- (2) 監査委員の報酬に関すること
- (3) 監査委員の会議に関すること
- (4) 組合の事業及び事務の監査、出納検査及び決算審査に関すること
- (5) 住民の監査請求及び管理者等の要求に基づく監査に関すること
- (6) 監査計画に関すること
- (7) 他都市等における監査資料の収集に関すること
- (8) 監査に関する調査及び研究に関すること
- (9) その他監査委員の事務に関すること

2 その他職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(専決)

第 3 条 書記は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、特命事項又は事案が重要若しくは異例であると認められるものにあつては、この限りでない。

- (1) 書記その他職員の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること
- (2) 職員（当該書記を含む）に対する内国出張を命ずること
- (3) 所管業務に係る照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関すること

- (4) 既決の事務事業の変更に関する事
- (5) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）に基づく公文書の公開決定等に関する事
- (6) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する事並びに是正の申出、再調査の申出及び情報の提供の申出に対する処理に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事務事業の施行決定又は事務の執行に関する事

(公印)

第4条 公印の名称、書体、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

2 公印の取扱いについては、本規程に定めるもののほか、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公印規則（平成26年規則第2号）の例による。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表

名称	書体	寸法	ひな型
代表監査委員印	てん書	ミリメートル 方 23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           大阪市・八尾市・松原市環境施設組合代表監査委員印         </div>
監査委員印	てん書	方 23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員印         </div>